

令和9年度「栄区寄り添い型学習支援事業業務委託」受託候補者特定に係る 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栄区入札参加資格審査・業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。第9条の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により「栄区寄り添い型学習支援事業業務委託」受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応する種目「福祉サービス」または「その他の委託等」について登載が認められた者とする。

(参加表明手続)

第4条 参加を申請する者は、「参加意向申出書」（様式1）を提出すること。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第5条 前条の参加意向申出書を提出した者に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した者にはプロポーザル関係書類提出要請書を送付し、提案書（様式3）の提出を要請する。

(提案書の内容)

第6条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務実施上の管理運営体制
- (6) 収支予算書

(7) その他学習支援事業の実施に必要な事項

(評価)

第7条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の概要・実績
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性
 - (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性
 - (4) 業務実施体制の妥当性・実現性
 - (5) 業務実施上の管理運営体制の妥当性・実現性
 - (6) 収支予算書の妥当性・実現性等
 - (7) 企業としての取組について（加算項目）
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価の採点が同点の場合は、選考委員の投票で多数決により順位を決定する。評価が同数の場合には委員長の判断により決定する。
 - 4 提案者が1者の場合にも評価を実施する。ただし、別に定める基準点に満たない場合は受託候補者とししない。
 - 5 各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第8条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員には委員長及び副委員長を置き、次の通りとする。

委員長	栄区総務課長
副委員長	栄区福祉保健課長
委員	栄区高齢・障害支援課長
	栄区学校連携・こども担当課長
	栄区生活支援課長
	栄区保険年金課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を栄区入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第9条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと

- (2) 評価委員会の採点が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 評価結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(評価結果の通知)

第 10 条 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

- 2 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書の提出先に提出しなければならない。

- 3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(特定の効力)

第 11 条 受託候補者として特定した法人の効力は、特定した法人が事業を開始した年度から起算して 5 か年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定した法人が次の各号のいずれかに該当し、受託者として適当でないと認めるときは、区長は法人の特定を取り消すことができる。

- (1) 事業の運営にあたり、区との連携・協力が困難なとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、契約の継続が困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

- 3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営者特定の効力を取り消す。

(停止条件)

第 12 条 令和 9 年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、成立しません。

(附則)

この要領は、業者選定委員会で決定のあった日から施行する。